

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 産業労働部産業人材課

法令名	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	法令番号	平成4年法律第63号
手続名	改善計画の認定及び変更	根拠条項	8条・9条
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改善計画が、当該事業所が雇用する介護労働者の雇用管理の改善を図るために有効かつ適切なものであること。 ・ 当該事業主が改善計画を達成する見込みが確実であること。 		
受付機関	産業人材課	処理機関	産業人材課
		交付機関	産業人材課
		標準処理期間	30日
		標準経由期間	日
			目次